

PEOPLE WITH LEGAL MIND



年間100万件を超える交通事故の発生により、約8,000人が命を落とし、110万人以上が負傷している。被害者は、心身ともに傷を負いながら、事故解決のプロである保険会社と交渉しなければならない。財団法人交通事故紛争処理センターは、こうした交通事故被害者をADRのかたちで救済する。センターの業務内容と抱える問題について、同センター常任理事・事務局長の小柳光一郎氏にうかがった。

新規相談件数は年間7,300件

「財団法人交通事故紛争処理センター」が設立された経緯をお聞かせください。

小柳 交通事故の被害者は、自賠責保険や任意保険などの保険(共済)制度により、高額な保障を受けることができますが、その一方で、数多くの被害者は損害賠償や保険の知識に乏しく、交渉に慣れないために、不利な立場に立たされています。

当センターの前身である「交通事故裁定委員会」が発足した昭和40年代には、示談代行付き自動車保険が登場し、損害賠償の示談の場面で、いわば

プロである保険会社が加害者の代理を務めることとなり、被害者と加害者の力関係が崩れる状況にありました。

そのような事態に対し、日本弁護士連合会(以下、日弁連)は、被害者保護の立場から「もっと中立的な立場からの判断が必要」と問題提起し、昭和49年に相談機能を一歩進めた「交通事故裁定委員会」が設立されました。そして4年後の昭和53年には、交通事故紛争の適正な処理と公共の福祉を目的に、総理府(現在の内閣府)の許可と日弁連の協力を得て、「財団法人交通事故紛争処理センター」が設立されたというわけです。

現在、当センターは東京本部のほか、高等裁判所がある7都市に支部を、加えてさいたま相談室・金沢相談室を設置し、全国10カ所に拠点を設けています。

具体的な業務内容はどのようになっていますか。

小柳 大きく分けて、相談 和解のあっせん 審査の3つに分かれます。相談には、囑託の弁護士が面談を行い、被害者、加害者双方の主張に中立

小柳光一郎氏

財団法人交通事故紛争
処理センター
常任理事・事務局長

の立場で接し、公正妥当な判断を加えた上で、和解を斡旋します。さらに、和解のあっせんが困難で不調となった場合には、3人の合議制となる審査会に判断を求め、審査の結果は「裁定」として当事者双方に提示されます。審査会は、大学の法学部教授、元裁判官、経験豊富な弁護士等で構成されます。なお、当センターであっせん・審査を行う際は、判例を一つの基準に置いています。

設立時の経緯から、日本損害保険協会、外国保険協会、JA共済連、全労済共済連は、当センターの業務運営に協力することとなっているので、加害者側の保険会社等は、裁定が示されたときには、それを尊重します。すなわち、裁定には片面的な拘束力があり、被害者が同意すれば和解が成立しますが、被害者が同意しなければ、そこで当センターの役割は終了し、あとは裁判等、当事者同士で別の方法に進むことになります。

これまでの活動状況はいかがですか。

小柳 「交通事故裁定委員会」設立後、平成14年度までの28年間に、約11万件的相談・和解あっせんの申し込みを受け、このうち約5万4,000件について和解を成立させてきました。また、この2～3年、相談件数が急増しており、平成14年度においては、新規の受付件数が年間7,301件で、前年度より15.8%も増えています。その内訳を細かく見ると、新規分の75.6%が人身事故、24.4%が物損事故で、被害者側からの申し込みが85.2%、被害者・加害者双方からが13%、加害者側からは、わずか1.5%となっています。

現在、交通事故の紛争解決のための訴訟件数は、調停件数を含めても年間約1万4,000件ですから、当センターの新規受付件数の約7,000件という数字は、それなりの実績を上げていると考えています。

それだけ相談件数が増えてくると、センターの処理能力に問題は生じませんか。

小柳 その通りです。加えて、現在一つひとつの案件処理時間が長くなっているのが悩みの種です。当センターに相談を希望される方は、事前に相談日時を予約していただく必要があるのですが、東京本部、さいたま相談室など、申し込み件数の多いところでは、予約から最初の相談日まで、3カ月程度待っていただく状況になっています。一刻も早く相

談をしたい被害者を、いわば入り口に入る前に待たせてしまうという状況です。最初の面談が済むと、和解のあっせんに向けて、弁護士が3～5回程度面談し、それに約3～6カ月が費やされ、さらに審査ともなると、あと2～3カ月かかる。こうしたことから、予約から和解成立まで1年かかるケースも生じています。

案件の長期化への対策として、どのような取り組みをされているのでしょうか。

小柳 まず何より、入り口での渋滞緩和のために、何でも相談を受け付けるのではなく、損害賠償の問題や相手方との関係等がある程度具体的になり、当センターに何をしたいのかをはっきりしている方、そしてそのための資料等も整っている方の申し込みに絞って受け付けるようにしています。ですから、申し込みの段階で単純な相談だけと判断した場合は、近隣の都道府県や日弁連などの相談機関を紹介しています。

相談にあたる弁護士は、どのように選ばれているのですか。

小柳 本部、支部ともに、所在地の弁護士会から推薦された、交通事故の紛争解決に経験が深い弁護士に相談担当弁護士として委嘱し、一つひとつの案件を終結まで一貫して担当する仕組みになっています。例えば、東京本部には現在約40名の弁護士が所属しており、全国10カ所の本・支部と相談室では、168名の弁護士が担当弁護士として業務をこなしています。

目的を持って手続きの開始を

相談者の手続きについてうかがいます。相談希望者が、相談に際して心がけておかなければいけないことはありますか。

小柳 まず、当センターの弁護士は、あくまでも公正中立な立場で和解のあっせんを行うもので、相談者の弁護をする依頼弁護士ではないということです。したがって、相談のときは被害者の立場に立って細かな事情をうかがいますが、その結果提示するあっせん案は、必ずしも被害者の要求がすべて通るとは限らないということです。また、あっせんの途中で、相談者の希望により担当弁護士を替えることもできません。

また、当センターの相談には、損害賠償請求権の

ある当事者本人が出席するのが原則となっています。親戚や友人の同席は認めることもありますが、知人など第三者の方で当センターが不適当と判断したときには、その方たちの同席をお断りすることもあります。

相談には予約が必要とのことですが、あらかじめ準備しておくことはありますか。

小柳 当センターに相談を申し込まれる方は、すでに加害者側の保険会社等と示談交渉を行っている場合が多いと思われるので、交渉の相手方に対し、当センターに和解のあっせんを申し込んだ旨を速やかに連絡することです。そうしなければ、保険会社が知らないで訴訟手続きを取ってしまうことがあるからです。

予約される際にご確認いただきたいのが、損害賠償請求権の消滅時効です。原則として、損害および加害者を知ったときから3年、自賠責保険では2年が時効ですので、必ず事故発生日を確認してから、当センターにご連絡いただければと思います。なお、当センターに和解のあっせんを申し込むことは時効中断事由にはならないので、併せてご注意ください。

相談に必要な資料は？

小柳 予約を受け付けると相談日時が決まり、職員が必要な資料等を伝えます。まず、どなたにも必ず用意していただかなければいけない書類が3種類あります。1つ目は「交通事故証明」で、これは事故発生時に警察に事故届を提出して、交付申請書により「自動車安全センター」に申請することで入手できます。2つ目は「事故発生状況報告書」です。これは、保険会社または損害保険料率算出機構の自賠責調査事務所にある用紙に本人が記載するものですが、間に合わない場合には、事故現場の見取り図などを手書きメモのかたちでまとめたものでも構いません。3つ目は相手方を確認する資料です。相手方の住所、氏名、連絡先はもちろん、加入している自動車保険の会社名、証券番号、すでに保険会社等との接触があれば、その担当者の氏名、連絡先がこれに該当します。

この3種類の書類が揃ったら、事故の状況や種類により、次に用意すべき資料は異なります。例えば、人身事故でケガ・後遺症がある場合には、治療を受けた病院の診断書、治療費等を証明する明細書や

領収書、さらに事故により収入減となった場合には、給与所得者の場合は休業損害証明書が、事業所得者の場合には前年度の所得証明書が確定申告書の控え等が必要になります。被害者が治療中もしくは症状が固定せず、損害が確定しない時点では、当センターとしては和解のあっせんが進められません。

人身事故でも、被害者が死亡の場合には死亡診断書か死体検案書、死亡した人と遺族の関係を示す戸籍謄本(除籍謄本)さらに病院や葬儀関係の費用を証明する領収書等が必要になります。

また、物損事故の場合には、修理費の請求書や見積書、車両仮修理・引き揚げ・けん引・運搬費等の請求書や見積書、代車使用料の請求書、事故車両を廃車したり売却した場合には、その費用、代金等の請求書や領収書が必要です。

また、これら以外に、担当弁護士から追加で必要書類等の提出を求められることもあります。

センター利用者の方々の反応はいかがですか。

小柳 当センターが実施した利用者アンケートでは、審査結果について、34.3%の方が妥当、51%の方が許容の範囲であると回答しています。また、90.3%の方が「担当弁護士が親切だった」と答え、93.6%の方が「当センターを人に勧める」と答えています。損害賠償問題の解決にあたっての評価としては、それなりの結果を得ていると考えています。

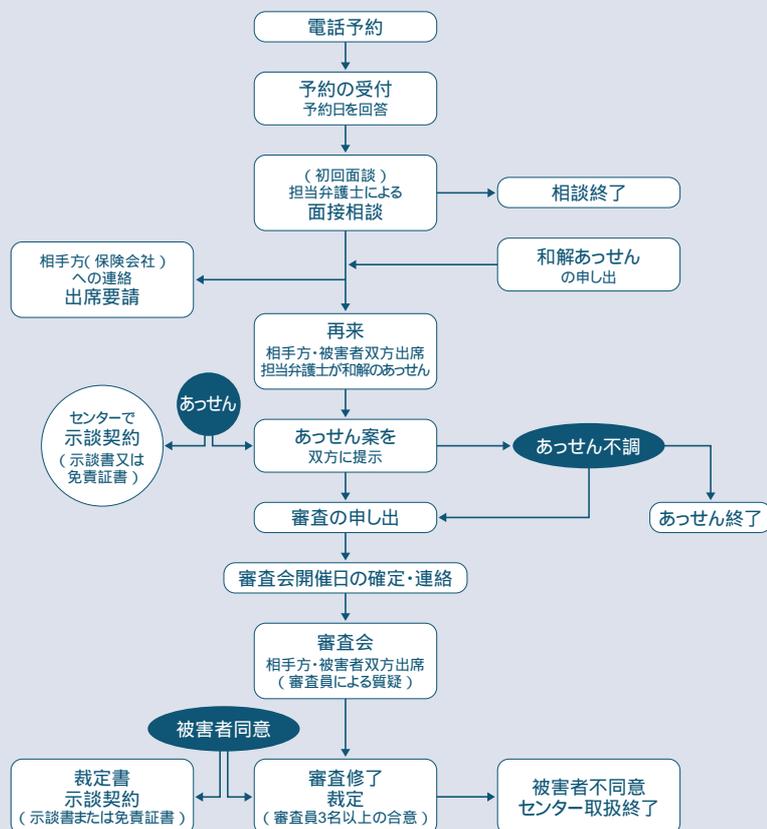
交通事故紛争処理におけるADRの有用性

被害者が、訴訟ではなく交通事故紛争処理センターを利用するメリットは？

小柳 訴訟より簡単・迅速に、しかも無料で中立・公正な判断を得られることだと思います。そのうち、手続きの簡単さ、費用がかからないこと、中立・公正な判断を下すことは実現しているのですが、ただ1つ迅速かどうかという点が問題です。

先にも触れましたが、相談までの入り口まで、本部では3カ月程度の待ち時間があります。これをせめて1カ月以内にまで短縮できれば、申し込みから和解終結まで6カ月以内で決着を付けられる。そこを目標にしていきたいのですが、しかしそれは簡単に

資料 センターでの申し込みから示談・終結まで



出所：財団法人交通事故紛争処理センター資料

はいかない。

例えば、パンフレットなどをつくって、単なる相談ではなく、具体的な紛争解決の段階まで入っている方に申し込みを勧めているのですが、PRが行き届いていません。そのための体制整備も進めなければいけないのですが、コストをどうするかという問題もあります。

一方、まだ当センターの存在すら認知していない方も多く、PRが行き届けば相談件数が今以上に増加して、その処理にさらに時間がかかってしまうという矛盾した可能性も孕んでいます。

交通事故紛争処理センターの業務は、裁判外紛争解決たるADRであるということが出来ます。ADRは、司法制度改革の中で、簡易・迅速で柔軟な解決を図ることができる紛争解決手段として注目されていますね。

小柳 交通事故紛争解決の場として、ADRはたいへん有効な手法であると考えています。なぜなら、日本においては自賠責保険制度や任意の自動車保険が相当普及しているため、示談が成立すれば保険金が支払われ、事実上、執行力が担保される

からです。また、交通事故紛争に関する判例が多数あるので、ADRの参考とする資料が多いこともその理由として挙げられます。

現場に関わっておられる立場から、司法制度改革におけるADRのあり方に望むことはありますか。

小柳 今回の司法制度改革の検討において、ADRの活性化が取り上げられているのは非常に喜ばしいことと考えています。ただ、これらのコストを誰が負担すべきかといった視点を欠かさないでいただきたいと思います。

ADRの形態にはさまざまなものがありますが、今後その機能を一層充実させていくためには、一定のコストがかかります。そのコストを誰が負担していくのか、特に私たちのような民間組織にとっては重大な問題なのです。

財団法人交通事故紛争処理センター常任理事・事務局長

小柳 光一郎(こやなぎ こういちろう)

1962年中央大学法学部卒業。同年、社団法人日本損害保険協会入会。1989年同会人事部長。1994年同会理事・自動車保険部長。2000年同会退会、同年財団法人交通事故紛争処理センター事務局長。2002年同センター常任理事・事務局長(現職)。